

第三十八回国会 衆議院 運輸委員會 議録 第十九号

昭和三十六年三月三十日(木曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

- 委員長 三池 信君
- 理事 有田 喜一郎 理事 生田 宏一郎
- 理事 尾関 義一 理事 川野 芳満君
- 理事 高橋清一郎 理事 久保 三郎君
- 理事 山口丈太郎君
- 伊藤 郷一君 河本 敏夫君
- 佐々木義武君 濤原 正一君
- 鈴木 仙八君 關谷 勝利君
- 高橋 英吉君 細田 吉藏君
- 勝澤 芳雄君 島上善五郎君
- 肥田 次郎君 矢尾喜三郎君
- 安平 鹿一君 田中幾三郎君

出席政府委員

- 運輸政務次官 福家 俊一君
- 運輸事務官 辻 章男君
- (大臣官房長)
- 運輸事務官 朝田 諱夫君
- (海運局長) 水品 政雄君
- 運輸事務官 吉野市太郎君
- (船舶局長) 中道 峰夫君
- (船員局長)
- (港務局長) 志鎌 一之君

三月三十日

委員内海清君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として内海清君が議長の指名で

委員に選任された。

三月二十九日

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(關谷勝利君外六名提出、衆法第一七号)

同日

航海訓練所練習船大成丸沈没による遭難者の補償に関する諸願(辻寛一君紹介)(第一八二〇号)

同(坪野米男君紹介)(第一八三三三号) 同外三百六十六件(吉村吉雄君紹介)(第一八三三三号) 同外七十六件(久保三郎君紹介)(第一八六八号) 同外二百五十二件(淡谷修藏君紹介)(第一八六九号) 同外六十七件(坪野米男君紹介)(第一九七七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

港灣法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号) 国内旅客船公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

○有田委員長代理 これより会議を開きます。

国内旅客船公団法の一部を改正する

法律案及び港灣法の一部を改正する法律案を一括議題とし、審査を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。山口丈太郎君。

○山口(丈)委員 たいま議題となりました国内旅客船公団法の一部を改正する法律案並びに港灣法の一部を改正する法律案の両案について、若干の質問をいたしたいと思います。

まず第一に、国内旅客船公団法の一部を改正する法律案についてそれぞれ関係当局からお答えを願いたいと思います。

私のまず質問したいと思ふことは、これまでの質問においても明らかになったわけでありますけれども、当初の予定されておりました国内戦艦の解撤総予算トン数によりまして法案が提出され、予算が提出されてみますと、当初の計画とは大幅に解撤トン数が減っております。

が、そうなりますと当初の計画は非常に長期にわたる計画に変更をしなければならぬと思ふのであります。一方解撤船の状況を御報告になりましたが、それによりまして、この非採算、非能率的な戦艦の解撤につきましても、これは緊急を要する、しかもその検査を嚴重にして、危険船とも称せられる戦艦の解撤を一日も早く完成しなければならぬ至上命令がある、こういうように報告をされ、私どももそれを痛感いたしておるわけであります。

本年度予定されました予算に伴う解撤

船の建造を推し進めていきますためには、ほほ何年かという計画をもってこの解撤船の解撤を完了せられるか、またこの解撤船を全部完了いたしました場合には、その予算と計画が必要であると思ひますが、本年度のこの状況から見ますと、どうしても当初の計画を変更せざるを得ないのであります。その計画変更の目標について一つお答えを願つておきたいと思ひます。

○朝田政府委員 たいまの戦時標準船の代替計画でございますが、私どもが昨年八月に、たびたび申し上げることでございますけれども、戦艦の船主に対してアンケートを出しまして実態調査をいたしましたところによりまして、全体のトン数は御承知の通り戦艦は七十万トンでございます。

そのうちで約六万トンというものが昨年末に実施いたしました十六次計画造船でつぶすことに決定をいたしております。従いまして、同様十七次以降の計画造船にリンクさせて解撤を予定いたしております。

おりますものが十六万トンでございますので、計画造船にリンクされてつぶされるべきものが合計二十二万トンでございます。従いまして残り四十八万トンになるわけでございますが、このうち、先ほど申し上げました昨年八月に私どもが調査をいたしましたところによりまして、継続使用を希望いたしております船主が二十八万トンございます。従いまして四十八万トンから十八万トンを引きまして二十万トン残るわけでございます。

その二十万トン

に対して私どもは措置を講じなければならぬのでございますが、今申し上げますように、昨年の八月に調査をいたしましたので、その後の調査を至急やりつつあるのでございますけれども、こういった船主の意向というもの、スクラップ・アンド・ビルドの政策にも関連して船主は腹をきめるというふうな問題も起こって参りますので、至急調査をいたしますが、一応昨年八月調査をいたしましたものに基づきまして、私どもは対策を講じておるわけでございます。

そこでたいま申し上げました二十万トンが、私どもの措置をしなければならぬ戦時標準船の対象になる。そこで三十六年度におきましては、たいま御指摘の通り、開銀七億円、公団八億円、こういうことで参りますと、おおよそ約四万トンをつぶしまして三万トン建造をするという見通しでございます。

従いまして三十六年度におきまして四万トン解撤をいたしますので、残りの十六万トンを三十七年度と三十八年度において解撤をしていかなければならないということになります。三十七年度の開銀及び公団に予定をいたしておりますような財政資金では、そういう程度で参りますと非常に長期にわたる。従いまして三年間の計画では、三十七年度、三十八年度の財政資金を大幅に増ワクをいたしませんと、予定通り解撤計画が完遂できない、こういうことでございます。

〔有田委員長代理退席、委員長着

席)

○山口(丈)委員 たいだいまの御答弁によりますと、当初は承りましたのは、これを大体二年の期間くらいで完成したい、こういう非常な意気込みでありましたし、私どももこの戦艦船の解撤問題は、単に非採算、非能率という点からだけではなくて、いわゆる海難防止という重大使命を帯びておるものとしてその解撤には賛同しておるものであります。が、今の御答弁によりますと、当初の計画は少なくとも倍以上の年月になる、さらに多額の資金を集めなければできないというふうなお答でありますが、その資金についてめどを立てておられるのかどうか、一つ伺いたい。

○朝田政府委員 私どものたいだいまの三十六年度の計画を実施します際に実施細目を相当きめて参りませんと、三十七年度、三十八年度を通ずる実施方針というものも共通でありますから、そういう実施細目で方針をきめませんとならないわけでございますが、たいだいま申し上げましたように、おむね四万トンと解撤いたしました三万トンを建造するというところでございまして、四万トンつづきますとあと十六万トン残るわけでありまして、三十七年度、三十八年度両年度にわたりますとこれを平均いたしますと、八万トンということになるわけでございまして、たいだいまの予定されております三十六年度のほぼ倍に近い金額が必要であるというふうにご考慮しておるわけでございまして。

○山口(丈)委員 その金額が非常に多くなる、ところがそれに対してやはり資金面からこれを確保し得る見通しが

なければこの計画というものは実行できないうわけでありまして、私はその資金計画というものが立っているのかどうか、この点お尋ねいたしておるわけでありまして。

それからもう一点は、四万トンを解撤して三万トンを建造する、そうすると残りの一万トンというものはそこにトン数が減少してくるわけでありますから、従って船は少なくなるという結果になるのであります。この四万トンを解撤してそれをもとの四万トンに復元いたしますためには、全然新しい、解撤対象としての見返りの三万トンに対して新造一万トンというものを予定しなければならぬ、こう思っておるのですが、この予定はあるのですか、どうですか。

○朝田政府委員 御質問の最初の第一点でございますが、資金計画のめどが立っておるかというお尋ねでございます。私も、たいだいま申し上げましたように、十六万トンに見合う計画を三十七年度、三十八年度において遂行しなければなりませんので、それだけの財政資金は必要であるという程度でございまして、毎年度の資金の問題につきましては、各年度に依じた財政の検討、その他予算等の関係もございまして、その当該年度において決定するよりほかに方法がないのでございまして、できるだけ私どもの十六万トンの解撤の両年度にわたる計画を履行いたしますために財政資金の増額に努力をしたい、こういうことでございまして。

第二点の、建造計画と解撤計画との間においては、ことし通りやれば一万トン減少するではないか、こういう御

質問でございますが、これについて所得増計画等におきます国内輸送の伸びにたいだいまして、戦艦船以外の自己建造、その他北海道東北開発公庫等の融資によりますもの、そういうものを合わせて今後の経済成長の伸びにたいだいまして参る船もございまして、全体の国内におきます海上輸送の面におきましては、従来の実績から考えてはほぼ達成できる、こういうふうにご考慮しておるのでございます。

○山口(丈)委員 私のお尋ねしているのは、四分の三の建造であつて、四分の一というものは船腹減少ということになってくるわけですが、どう考えても、前の御答弁では、たしか今度これによって解撤をし得る代替船についてはトン数もさらに一隻のトン数を大きくしていく、いわゆる大型化していくということをお承つたと思つております。そうなりますと、これは一ぱい船主等が多いわけでありまして、従つて解撤はして船はつづきますが、その代船がもらえないような船主もできてくるんじゃないか。そうすると言いかえると、業界では四分の一を整理統合しなければならぬというふうなことは、私には思つておるが、そうならばそういう業界の再編成も伴わなくてはならないことになると思つておる。これをどういう工合に調整しようとしておられるのですか。

○朝田政府委員 一応たいだいま申し上げますような、四万トンつづけて三万トン建造するというところで、新造と解撤の間に差が出てきて、船腹が減少するということになりまして、たいだいま御指摘の通り、国内の中小船主の統合といったようなことも、自然行なわ

れざるを得ないじゃないかということ

れざるを得ないじゃないかということでございますが、私どもは政府の意向で、ある程度強制的にそういう方向へ持つて参りますことは、いろいろ弊害もございまして、そういうことはしたくないというふうにご考慮しておるのでございます。けれども、大型化、近代化にたいだいまして、船主みずからの意思で企業の整理なり統合なりをやるということについては、まことに好ましい傾向であるというふうにご考慮しておるのでございまして。この点につきましては、企業みずからの意思でそういう方向をたどられることはむしろ歓迎すべきであるというところで、私どもは、強制的にそういうことにならなければならぬという考えは持つておらないのでございまして。

○山口(丈)委員 私の心配をいたしましたのは、たいだいまお答えになりました政府の強制もしくはそれに類似するような行為が行政的にやるのではなくて、自主統合を促進していきたいという御希望のようでありまして、しかしこれは一方においては、先ほど申しましたように非能率、非採算的な船というだけではなくて、これを運航していることは、いわゆる人命財産にも及ぶ危険をそのままにしておくことになつておる。検査に通らない危険船をそのままにしておくわけにはいかないのだから、従つてこの解撤船問題というものが生じてきたと思つておる。そうなりますと、これは強制を伴わなくとも、一ぱいしつか持っていない船主がその危険船を命令的に解体をさせられるということになつて参りますから、従つて勢いこの四分の一の船腹減少というものは、とりもなおさず船はとられてつづ

された、そして船を持たない名目船主というものが現われてくる、こういうことに私はなると思つておる。それを野放しにしておくということは、業者にとつても死活の問題でありまして、そののみならず、船員関係におきましても容易ならぬ失業状態を現出し

てくるわけでありまして、事はきわめて重大だと思つておるが、それについて何らの計画もなしにやられるというのでは、私どもも納得ができません。従つてその具体的な計画をどういう工合に立て、また強制的に指導することができないにいたしまして、少なくとも業界に対してそれに対応し得る行政措置はとられてしかるべきだと私は思つておるわけですが、その点はいかがでしようか。

○朝田政府委員 まことにごもっともなお話であります。一ぱい船主が船を作れないということではなしに、解撤比率に依りまして小さくはなりません。また私も非常に実情に合ふように考えて参ります場合に、一隻の場合は一・五トンつづけて一トンの新造を認めていきたい。それから二隻同時につづけます場合にはその合計トン数で、言葉をかえて申し上げますと、一トン対一トンのような形でその処理をすることが現在の戦艦船主の実情に最も合つた、また財政資金を効率的に使う上から、共有方式をとります上から、いろいろな面から考えてそれがいいのではないかとたいだいまは考えているのでございまして、たいだいま御指摘のようなこともございまして、たいだいま実施細目についてはなお十分各方面の意見を承りまして最終的にきめた

た

かと思つてゐるのでございます。

○山口(丈)委員 今の御答弁で大体了承いたしますが、確認をしておきたい。一ぱい船主に対してはその代替船は作るのだ、そうして解撤自己資金の調達等が困難な場合には、その方式に従つて減トンをして必ず一隻は代替船を与えるのだ、こういう原則だと答弁の中から承るわけでありますが、確認の意味において、それに間違いがないかどうか。

○朝田政府委員 全部戦艦船主は代替船を作るのだということになりますと、まことにその通りだとお話し上げられないのでございますが、ただいまお話になりましたように、原則としてそういうことにするのだということについては、私ももうそういう方向で参りたい、こういうふうにお話しておるのでございます。といふことは、まことに回りくどいような御答弁で恐縮でございますが、要するにはしほも棒にもかからぬ、使用料を公団に対して納められぬことは明らかだといふようなものは、それでも一ぱい船主、戦艦船主であるから作らせるんだ、こういうことでは公団の方も立って参りませんで、そういうものについては、企業みずから意思で統合されるなり何なり問題が起つてくると思うのであります。要するに端的に申し上げますとはしほも棒にもかからぬといふのまで救ふことはまことに困難でございますので、原則としてはそういう方向で、できるだけ救済的な意味を加えて実施して参りたい、こういうことでございます。

○山口(丈)委員 次にお尋ねいたしますのは、今のお話にもありましたが、

公団ベースに乗り得ない、また公団ベースに入ることを好まない船主もあろうかと思つておられるわけでも、しかし代替建造をやる能力はない、こういうような船主もたくさんあるように聞いておるわけですか。調査したところによると、そういうふうな公団ベースに乗り得ないような会社、船主等も相当にありまして、これに従事しておる船員は約六百名近いともいわれております。これが事実であるといつたしますと、今後の海運行政上きわめて重大な結果をもたらすおそれがあると思つておりますが、これらに対する対策はどういうことになっておられますか、一つお伺いしたいと思います。

○朝田政府委員 公団ベースに乗り得ないといふものはつきり出ておるのか、私どもといたしましては、政府の施策として、公団を通じて共有方式にまで踏み切つておるのでございますが、七割が御承知の通り公団持ち分、三割分が船主の負担でございますから、その三割の中で、戦艦船の解撤によりましてスクラップ代金が入つて参りますし、損害保険等からの融資もございまして、残りの三割のうちで、比較的少ない部分の負担で済むわけでございます。そういうものにも乗り得ないといふものも確かにあると思つては、いろいろ私どもも非公式に相談を受けております。私どもも、そういう船主の立場を十分考慮いたしまして、できる限りの相談にも乗り、金融機関等に対してもあつせんのを考へておるの

でございます。そういうふうな弱小な企業側の意向によつてこういういいアイデアがあるんだというふうなこともおつちやつておられるわけでありまして、そういうことに対して十分実情に合うように相談にも乗つて参りたい、非公式な話であります。そういう気持ちで行政を進めて参りたい、こう思つておるわけでございます。

○山口(丈)委員 この二つの今まで質問しました問題につきましては、一つは、行政指導のよろしきを得ていけば、公団ベースに全然乗り得ないといふような船主は解消されていくのではないかと、もう一つは、公団ベースに乗り得ないような、そして解撤が思うように進まないようなことでは困りますから、これについては十分の配慮を希望いたすわけでありまして、また解撤による船腹の減少によつて、ただ一ぱいの船を生命として運航しては、極力その主、船会社につきましては、極力その減トンと避ける措置を講じてもらうように、行政指導をお願いしたいと思つておるわけでございます。

次に、これに伴ひまして余剰船員が出て参るのであります。これにつきましても、今までも質問があつたわけでありまして、私どもは総合的に考へまして、この余剰船員の処遇の問題についてであります。承るところによつて、職業の再訓練を行なう、そうして失業を救済していくといふことを言われておるわけでありまして、しかし予算面から見ますときわめて僅少であつて、これは職業の転換やあるいは外国船へ乗船がえをさせるための就業

先への宣伝等、そういうようなPRの費用にほとんどとられて、実質的には、その下船船員の再訓練中の生活保障、あるいはまたその訓練そのものに要する費用等の予算はほとんど見受けられないような状態にあるのではないかと思つておるわけでありまして、どういふ工合にお考えになっておられますか。

○吉行政府委員 たいまお尋ねの戦艦船の解撤に伴ひます下船船員の問題については、御答弁が、大体解撤を予定されておられます四十二万トンに対する船員数が約五千名でございます。これをさらに大量観察いたしますと、年々の新造がございまして、一応大量観察としては、この戦艦船全体の下船船員が三千名余りという数字になつて参るといふ工合に考へておられますが、ただ年々相当の計画造船、自己資金船という新造がございまして、今までも年々一万人程度の新規労働力の供給が出て参つておられます。従いまして三千名余りの数が一応計算上出て参りますけれども、これはいわゆる山出し船員、つまり今まで船に乗つておりましたので、一応陸上から直ちに船に乗るといふものが相当おるわけでございます。そういう山出し船員が大部分抑制されるといふ形になつて、三千名が直ちに下船船員ということにはならないのではないかと考へておられます。いろいろ検討いたしましたので、その数字を見当つたかと思つておられますが、とりあえず昭和三十六年度におきます解撤並びにその代替建造につきましても、先ほど海運局長から御説明いたしましたように約四万トンをスクラップいたしましたので、約三万トンを新

造するということになっておられますので、その分だけ考へてみますと、大体三百名見当ではないかといふ工合に考へておられます。この下船船員とありえず三十六年度の三百名程度につきましても、代替建造もございまして、そのほかに新しい純増の新造船がございまして、大部分はしかるべくそちらの方へ転向できるのではないかと、どういふ工合に考へておられますか、ただ現実の問題といたしましては、新船ができません時期と解撤の時期との間に時間的ズレがございまして、ただいま御指摘のありましたような一時的な摩擦的失業も考えられますし、さらにまた下船船員の新しく乗るべき船に対して技術あるかと思つておられます。さらにまたスクラップされる船主と代替建造される船主とが違つておるといふ場合もあろうかと考へられますので、部分的にはそういう一時的失業といふ問題の発生が十分予測されるわけでございます。これに対しまして対応策をいたしまして、船員職業安定所の機能を強化し、さらにまた積極的に求人開拓、広域職業紹介という面で一応来年度予算に数字を計上していただいておりますが、さらにまた海外に短期移民という形で合理的な範囲で船員を派遣していくといふことを考へておられます。ただこの下船船員の再教育につきましては、これは一応われわれの方では海技専門学校並びに海員学校でそれぞれ操機手その他に対する特別講習と申しますか、そういうものを考へておられます。大体海員学校で半年二百名、海技専門学校で五十名程度の再教育が可能でございます。この点は一応現在までの予算に

おきましてその程度の分は学校におきまます施設に実際上余裕がございますので、その程度であれば現在の予算規模の中で実行上まかない得る、かように考えておりますので、そういう点につきましても、船主なり船員の希望があればこれにに応じて再教育に当たらせてまい。それによつてできるだけ短期間に、しかもスムーズに新しい船に乗れるように指導いたしまして、できるだけ時間的な摩擦的な失業の発生を食い止めたい、かように考えておる次第でございます。

○山口(丈)委員 聞くところによりまず、政府は職業安定審議会等いろいろの機関を通じての説明をされておるようでありまますけれども、実際の働にありまます組合あるいは従業員等の中においても、必ずしもお考えになつておるようなことに対して全面的な了解を得るには至つていないように聞いておるわけでありまます。特に下船船員の更生面、再就職面におきましては、政府の考え方は非常に甘い考えである。そういうような政府の言明にもかかわらず、なおかつ非常な不安を今日持つておるといふのが実情ではないかと思ひます。私の方にもそういう不安を訴える者が非常に多いのであります。解撤を行なうことは人命に関することでもあり、また困難面から考へて解撤を行なうとし、しかもそれを行政面から解撤するものについては半強制的な行政措置である。これに対してその犠牲となる船員等の人的救済面においてはいきわめて対策がなせられておるに違ひないと思はれるというよう強い批判が随々参つておるのであります。ただ再教育、再就職

といひましても、小型船から大型船への乗りかえについては、その船の操縦技術その他免許もあることでありますから、免許資格等においても、なかなか一氣に解決し得ないむずかしい問題を蔵しておると思つておるでございます。しかも先ほど御答弁のありましたように、解撤をいたしますと四分の三までは船腹を回復することはできるが、あとの四分の一は大休切り捨てというやうなこともなりかねない状態にある。そうなりますと現在乗つておる船員というのは、解撤いたしましたも代替船はだんだん大型化してくるために船員は減少する。しかも小型ばかりを扱つていたのであるから、航海技術等においてなかなか一朝一夕にして習得することができなくなる。不本意ながら下船、失業せざるを得ない状態になる。こうなると船員が持つ不安というものはもつともではないかと思はれるのであります。ただいま御答弁のありましたように、なかなか至れり尽くせりの構想ではあるにいたしまして、私はこれはなかなか重大な問題になると思われるのですが、もう少し具体的にその対策をどうされるか、また下船船員の更生面についてもどういふお考えを持つておるのか、その進路を一つ明確にしていただきたいと思ひま

す。○吉行政府委員 ただいまお尋ねの点でございますが、まず第一に戦艦標に乘つておられます船員諸君の不安というお話がございましたが、この点につきましては私どももいたしましては、三十六年度予算案に計上されております予算案なり、先ほど申し上げましたやうな施策を関係の船主なり労働組合の

方に常時連絡いたしまして、できるだけスムーズにやれるように両サイドに連絡を現在もつておりますし、今後とも一つつスムーズに進めて参りたいと考えておる次第でございます。それからこの対策の内容といたしましては、今お尋ねがございましたが、海外に對する短期移民の送付につきましても、名前は失念いたしましたけれども、労働省の方から審議官の方が飯山労働者の関係で西独の方に参られましたので、その際にこの船員の分も向こうで事情を調査するようにお願いいたしてございます。この点で先方の事情なり条件なりをよく検討いたしました。合理的な範囲で希望者があれば、短期移民の形で新しい世界で働いていただくということを考えております。それから国内の安定所関係でございますが、これは海運局支局が単位になりまして船員の職業安定のために従来ともやつておるわけでございますけれども、残念ながら従来は旅費、庁費のたぐいが非常に窮乏でございました。今回必ずしも十分ではないかと思ひますけれども、一応旅費なり通信費、その他の庁費が計上されましたので、従来の地区ごとの船員需給を考へるのではなくて、広域職業紹介という形で全国各地、直ちに広い範囲で需給のパラ

○山口(丈)委員 なるほど海員ホームなど船員の厚生施設が充実されていきつつあることは私も認めるわけでありまます。しかしこの戦艦標の解撤という特殊の事情に基づく船員の厚生福祉並びに失業救済のための保障というものは、当初に申しましたように、国策としてもやらなければならぬ重要な、いわば国家が行政的に強制しなければならぬ運命に置かれておる船であり

の厚生施設が各地にございます。ただ残念ながら量も十分でなく、またその質が非常に劣悪でございますので、今後この方面へ大いに力を入れて参りたい。幸い三十六年度予算においては二千五百万円の予算がそういう施設に對する国家補助として認められておりますので、できるだけこれを有効に活用いたしまして、そういう施設の量的、質的拡充を進めて参りたいと考えております。もちろんこれは全船員を對象にしておるものでございまして、特に戦艦標下船船員のみならず、特にないかと思ひますけれども、そういう面でも施設が広く拡充されて参りますと、たとえば就職のために郷里から都会地に出てくるというような場合には、非常に安く宿泊その他ができるというところにもなるかと存じております。

それから実はとりあえず三十六年度は一応四万トン対三万トンということ考へておるわけでございますが、年度に入りましてこの戦艦標下船船員の需給の實際をよく検討いたしました。三十七年度以降にさらに必要とあれば必要な予算を計上していただくように努力いたしたい、かように考へておる次第でございます。○山口(丈)委員 なるほど海員ホームなど船員の厚生施設が充実されていきつつあることは私も認めるわけでありまます。しかしこの戦艦標の解撤という特殊の事情に基づく船員の厚生福祉並びに失業救済のための保障というものは、当初に申しましたように、国策としてもやらなければならぬ重要な、いわば国家が行政的に強制しなければならぬ運命に置かれておる船であり

ます。従つてこの解撤を行なう場合には、少なくとも元のトン数に復元をしてやるということが何と云つても原則でなくてはならぬ、こういうふうな思ふわけです。それからまた、代替船を先に作つて解撤していくようにすれば乗り継ぎができるわけでありまますから、従つて下船というやうな騒ぎはななくて済む、しかも、たゞそれが短期間であるにせよ、失業という事態は起らなくて済む、こういうふうに考へるわけですけれども、そういうやうな処置はできないものかどうか、一つお伺いをしたい。

○吉行政府委員 私どももいたしましては、解撤される量よりもさらに以上の代替建造ができるということを希望いたしますわけでありまます。予算の制約もございまして、先ほど海運局から説明のありましたやうな形で一応三十六年度は進まざるを得ないということになるかと考へますけれども、ただ下船船員と申しましても、最近だいたいは船員の需給が超過しておるといふやうな一部にはございまして、特に船が小さくなるほどむしろ求職難よりも求人難という問題がちらほら頭を出すやうな状況でございますので、戦艦標が解撤されまして下船することになるといたしまして、そこで直ちに失業というわけではなく、今後の船腹拡充に備えて予備員なりそういう形でおそれる使用考へることも考へられるわけでございます。そういうふうな、失業という形でなく、できるだけスムーズに新しい船へのシフトができますやうに当局といたしまして、間接的ではございま

でもらうように関係の方々へ一つ御相談し、推進して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○山口(文)委員 たいだいま質問をしました代替船の建造方法といいますが、これは今申したように代替船を作つてそして解散する、そして乗りかえをきす、こういうような方法ではなくて、いわゆる解散船をつぶしてしまふ、そしてそのつぶしたトン数に従つて新しい船を作るといふことになり、そこに新造船を作るまでの期間は船員が下船することになり、失業することになる、こういうことにならないようにするために、私がさつき申したような方法をとることができないかどうか、一つお伺いしたいと思います。

○朝田政府委員 たいだいま船員局長からお答えを申し上げましたように、できるだけ私も竣工と同時に解散いたしました、スムーズに船員の配乗が転換されますように十分配慮してやりたいと思つてございしますが、しかし実際問題として、そういうことができない場合でも予備員というような形で雇用関係は継続されるわけでございしますから、しかし時間的にも制約がございしますので、そういう点は十分配慮いたしまして実施いたしたい、こう考へるのでございします。

○山口(文)委員 その予備員となつておる期間はまあ船主がつないでおるわけでありませうけれども、しかし給与の面においては、これは中小企業でありますから、稼働していたときのような給与というものが渡せるかどうかという点については非常な疑問があると思つておるのです。そうなつてくると、やはり船員の生活保障という点からは、稼働していないのですから、しかも資力が船主にはかりそれを負わすという点も非常に困難な面が出てくると思つても、これは理論は別といたしましても、私は非常にむずかしい問題になると思つておる。ここで要らぬ摩擦が生じぬとも限らない。私の言いたいのは、新造船に乘船するに備えての職業訓練も必要でありますし、同時に幾分かの生活保障をやはりしてやるという処置をとる必要があると思つておるのですが、これはどう考へられますか、一つお伺いしたいと思います。

○吉行政府委員 解散による下船から次の代替建造なり、あるいはそれ以外一般船の新造船に現実に乗り組むまでの期間が長ければ、これはたいだいまお話がありましたように、個々の船員にとつては非常に不氣味の毒なことになるかと考へます。ただ、先ほど申し上げましたように、最近むしろ求人難というふうな傾向が出ておまして、船主の方でも、何とか自社の船員に上の免状をとらし、上の職員にさせる必要があるというのを、非常に痛感されておるようなわけであります。下船から乗船までの間に、海技専門学院なり海員学校で、そういう人たちのための再教育の施設を持つて一応待つておるわけでございしますから、その間に新しい船の技術なり資格なりをとられるようにやつていただければ、スムーズにいくのではないかと考へます。全般的に小型船ほど求人難の傾向が非常に強うございしますから、場合によつては、従来の船よりも多少小さな船にでも乗るといふつもりになられれば、おそらく何カ月

も下船を余儀なくされるというふうなこともないかと考へます。また全般的に船腹の増加は、今後長期に見ましても非常に重要な、緊急な問題でありますから、全般的に見ますれば、そう長く下船を余儀なくされておるというふうなことはないので、はなからかうかといふふうにも考へられる次第でございます。

○山口(文)委員 どうも答弁を聞いておると、一向に積極的にならなうという答弁がないのは非常に遺憾に思つておる。一方船船局の方では、この代替船の船腹は減らす、しかしトン数においては従来よりも大型化の傾向へ持つていきたいのだ、こういうお話なんです。そういうことは、先ほど申すように、これは国の至上命令によつて行なう行政措置でありませうから、従つて、それだけのものを処置するために、その発案者である政府が、それに見合う責任を持つて、行政面から船主並びに船員に対してそれだけの責任ある処置をしてやつて初めて万全な行政ということが言えると思つておるのです。ところが一方船主に対しては、国策であるからというので、あるいはまたその他の理由によつて解散を強制している。そしてそのあとにつづまりについては、それは君たちの方で処置しろ、こういうのでは、私は労働双方ともに国のために犠牲をしいられて、そして時には、一般船主などは営業もできなくなるといふような状態を引き起こしかねない。こういうことでは私は行政とはいひ得ないと思つておる。これについては、船員が大変化していくであろう代替船に乘船する場合においても、誤りなく安全操業ができて

得るよう、政府でそれだけの再訓練を施して、そして船に乘せるように処置すべきであるし、そのために弱小船主に対して、船を建造するための資金を三割を調達することすら非常に困難を訴える船主が多い現状において、それを調達するのに精一ぱいの努力を払っているその上に、なおかつ大きな負担をかけることは、これは実際上できない相談だと私は思ふ。であるから、当然それを軽減してやるための政府の行政措置というものが、そのための予算の裏づけというものをなさなければならぬ行政的義務があると私は考へる。その義務をなおざりにしておいて、そして国家行政権のみしいるような行政はどうであらうかと私は思ふ。

○吉行政府委員 先ほどから申し上げておきますように、全般的な見通しから考へますと、そう大量の船員が深刻な失業に見舞われるということは、現在及び今後の船腹増強の必要から考へまして、そう深刻な問題ではないのではなからうかという工合に考へておられます。実は、たとえば先ほどの短期移の問題につきましては、予算面には出ておりませうけれども、かりにその問題が実現されましても、これは外務省所管でございますが、海外移住振興株式会社の方の、こういう船員の短期移民のための旅費の貸し出しにつきましても、事前に連絡をとつて、スムーズに参るよう、外務省とも十分な連絡をとつておられます。さらにこの戦艦船

の問題は、三十六年度だけでございせんので、現在三十六年度を中心に考へておられますけれども、これの実際を見まして、三十七年度以降さらに必要とあれば必要な施策なり予算を計上するよう努力をいたしたい、かように考へておられます。

○山口(文)委員 私は、この点については、本年度の予算を見ましても、まことに微々たるものであつて、これは本来ならば、追加予算または補正予算を要求しても、万全の処置をしてもらうように要請をしたと思つておる。一そう各般の努力をしていただくようにお願いをいたします。

それから今言われました短期移民の点でありますけれども、これはいつかの新聞にも報せられておりましたが、外国船に今まで日本の船員が雇われていたのは、一体どこでございませうか。

○吉行政府委員 従来から外国船には年々日本人の船員が乗つておられます。ただし、これは特に運輸省の方で積極的に指導推進したわけではございませんで、申しますと、自主的に乗られた方々でございますが、過去数年間、大体二百名前後の船員が外国船に乗つておられます。これの船籍を見ますと、大部分はやはりペリヤとかパナマとか、便宜置籍船が多いのでありまして、この点、乗り組む船員のための労働基準が適正であるかどうかという点を十分にわれわれといたしましては監督し、目を光らせてやつておるわけでございしますが、現在まで、大体年々二百名程度がそういう外国船に乗つておる状況でございます。

○山口(文)委員 船員のお話によりま

すると、外国人と混乗して作業をして
いる場合、日本の船員は、労働時間の
点についても、あるいは作業内容の点
についても、あるいは、はなはだしき
に至っては、食事その他の日常生活の
点についても非常な差別を受けてい
て、もう二度と乗らない、日本の監督
官庁としては、いまだこれら外国
船に乗り組んでおる船員の処遇につ
いてきびしく指導監督をせよとわなけ
れば、われわれとしては乗船できな
い、こういうような談話が載っていた
ことを私記憶しておるのですが、こ
れは、私は国内のこういうような情勢と
ならみ合せてゆゆしい問題だと思
うのです。一体、待遇やその他の点に
ついてはどういうことになっておるか、
またそれをどのように外国に要請し、
指導せられておるか、この状況につ
いて詳細御答弁を願いたいと思いま
す。

○吉行政府委員 現在、そういう便宜
置籍船に乗っております船員は、詳し
い統計はございませんけれども、一応
一年の期間で、給料といたしまして
は、大休月に三百ドルぐらいもらっ
ておるようになっております。ただ従
来から乗っておりました外国船に乗
りましては、これはむしろ自発的に個
々の船員が乗船せられる点が多いわ
けでございます。消極的に申しませ
ん、労働条件が適正であるかどうか
という点をチェックするということに
とどめておいたわけですが、今後こ
の点につきましても、先ほど申し上げ
ました、先ほど申し上げました、
今当局の方で考えております短期移
民につきましても、これはかりに関係

の間に話がうまくつくつくといたし
ますと、政府間の問題、あるいは政
府間でないにいたしまして、何らか
の公的機関相互の問題といたしまし
て、いろいろな労働条件その他を定
めることにならうかと考えておられ
ますので、そういう面でも十分条件
の適正化は期し得る、かように考
えておられます。

○山口(文)委員 これも外国船であ
りますから非常にむずかしい問題で
あると思っております。しかし、少な
くとも日本船員を雇用する外国船主
、船舶については、やはりその政府
間において船員の労働条件、作業
内容、処遇等について何らかの外
交的措置を講ずる必要があると思
うと考へるわけでありまして、今
までそういう措置がとられていない
とすれば、今後そういう措置をとる
お考えがあるかどうか、一つ聞いて
おきたいと思っております。

○吉行政府委員 今後もし船員の需
給の現在及び近い将来を考へてどう
しかならぬ日本人船員を海外に出
さなければならぬというふうなこ
とになりますと、先ほど申し上げ
ましたように、政府間の話し合い、
あるいは公的機関相互の話し合い
の適正化に進んで参りたいと思
っております。むしろこうい
うりべりア、パナマ等の船に乗
りますよりも、そういう公的筋の
つながった方向へ船員が向か
つてもらいたい、かように考
えておられます。そういう方向で
労働条件ができるだけ有利であ
るよう、合理的であるように持
って参りたい、かように考
えておられます。

○山口(文)委員 これについては、政
府間協定などというふうな、いわ
ゆる外交上政府間の何らかの協
定をするというふうなことはでき
ないものであります。○吉行政府委員
お尋ねの点につきましては、まだ
私も正確にわかっておりません
けれども、たとえば西独の場合
などにおきましては、やはり共同
市場各国との関係その他がござ
います。政府同士の何らかの協
定ということには非常にむずか
しいのではないかと、直接政府間
ではなからず、両国の社団法人
でありまして、何でか、何らかの
公的機関相互の話し合い、実
質は政府同士がその内容に参
照するわけでありまして、形の上
では政府間ではなくして公的機
関相互の話し合いというふうな
話をして聞いておられます。直接
国との関係の問題となりまして、
第三国との関係その他を受け入
れ側で非常にむずかしい問題も
あるように聞いております。従
いまして、国と国とのこの
おそれる協定に持ち込むことは
無理ではなからうかと考へて
いる次第であります。

○山口(文)委員 次に、海運局長にお
尋ねいたします。この法律が改正
されますと、特定船舶整備公団、
こういふように改まってくるわけ
ですが、従来は内航旅客船のみ
を扱っていましたが、今度は内
航貨物船も扱って運用すること
になるわけですか。もちろん、
会計では戦艦の解撤等に対する
解撤を行なっていくということ
であり

ますが、旅客船と貨物船と全然
性格の違うものを一まとめに
してやることは、将来公団の運
営に非常にむずかしい問題
を起しはしないかという
ことを憂へるわけですが、いか
んにかこの公団の運営指導に
ついては、私は行政上からも
非常にむずかしいことかと思
うので、これについての見解を
聞いておきたいと思いま
す。

○朝田政府委員 たいだいまお話に
ございましたように、貨物船の
関係の業務を行ないます際に、
従来からやっております国内
旅客船業務に支障を与えない
方法として勘定項目その他別
々にやるといふことになって
おりました。支障を与えない
ようにやっております。支障を
与えないようにやっております。
支障を与えないようにやるとい
ふことは、貨物船と旅客船と
は全然異なるものであるの
で、将来とも一体支障を来た
さないか、こういうお尋ねが
ございます。政府機関が共有
関係にまで入って資金調達
困難な船主に対して協力
をしていくことについては、
共通の理念で公団業務は行
なえるものと考えましたので、
国内旅客船公団を改組いた
しまして特定船舶整備公団に
したわけでございます。将来
とも戦艦船というのに対して
別の公団でやった方がい
いんじゃないかというふうな
御意見もございましたが、公
団がその多数でござい
ます。しかもまた建設の業務
は三年に限っております。あ
とは管理業務と使用料の取
り立て、あるいは船舶の譲渡
、使用等の業務が残ります
けれども、一応現在の国内
旅客船公団を改組してやる
方が効率

的であり、また従来は旅客船
業務に對しても支障を与
えない、こういうふう
に考へておるわけ
でございます。

○山口(文)委員 船舶局長にお尋
ねいたしますが、公団運営上
からは将来支障を来たさ
ないように運用したい
ということですが、船舶の
管理運営についてどうい
う公団で支障はないか
どうか、それからまた
将来船舶の譲渡その他の、
その解撤完了後にも
事務は残っていくわけ
でありますから、そ
ういたしましたように、
将来船舶のそういう利
権譲渡等の問題を
中心にして船の管理
運営上非常に複雑な
問題をかもしは
ないか、そのことが
船舶運営上支障を
来たしはしないか
というこ
とを心配いた
すのでござ
います。見解を一つ
伺いたいと思
います。

○朝田政府委員 私からお答
えを申し上げます。上げた
方が適当かと思
います。船の譲渡等につ
きましては管理上支障を
与えないかということ
でございます。御承知
のように公団は船主
と共有関係に立
つて船舶の建造を
推進するわけ
でございますが、その
際、一定の価格で
公団に船主に譲渡
することができ
ることになって
おります。これは
現在の国内旅客船
公団におきま
しても同様でござ
います。その際
に、船主が経営
状況も好転
いたしまして、買
取りまして公
団との共有関係
を解消すること
はきわめて望
ましいという
ふうなことが
推進される
ように持
つていきたい
、こういう
ふうな考
えておる
わけであり
ます。

○山口(丈)委員 前からの質問と重複いたしますから、この旅客船公団法関係については、以上をもって私は質問を終わります。

次に、港湾法の一部を改正する法律案について、二港湾局長にお尋ねをいたします。

この港湾法の改正は地盤沈下対策を主としたものであり、その対象となるものが新潟の地盤沈下に伴う港湾整備というものを対象にしておられるようであり、それが間違いがないかどうか、一つ。

○中道政府委員 その通りでございます。新潟を対象にいたしております。

○山口(丈)委員 今日地盤沈下に伴う港湾整備の必要な地点は、そのほかに地盤沈下対策とあわせて多くの地方にこれが見られるわけですが、たとえば東京湾、大阪湾沿岸等は非常に地盤沈下が急速でありまして、そのために非常にやかましく言われておられるわけであり、特に大阪湾沿岸、いわゆる阪神間等におきましても、この地盤沈下に伴う災害防止につきましても、きびしく地元からも要請をされ、また私も非常に不安を感じておるわけであり、東京湾においても同様に地盤沈下からいたしまして、しかも日本の経済の一大動脈地点をなしておるところでありまして、非常に緊急を要する問題であると思うのですが、新潟だけを特に指定された一なるほど新潟の地盤沈下の急速であることも私はよく認めますし、これに対する応急策は、むしろおそきに失するといつても過言ではございません。けれども、今申しますように、おそきに失してから対策を

立てるといふのでは、これは行政の万全を期したものと云えないので、そういうことが予測されるという、単なる予測ではなくて、現在もう当面しておる重要地点が東京湾及び大阪湾沿岸、阪神間地区にあると思いますが、こういう点については、なぜ重点的なものがとられないのか、一つお伺いしたいのです。

○中道政府委員 お説の通りにわが国の重要地帯におきまして、お話のように東京湾の周辺あるいは大阪湾の周辺につきましても従来から地盤沈下現象が起りまして、それに対する諸種の対策を講じて参っております。特に伊勢湾の台風以後、防潮対策、高潮対策等を兼ねましてそれぞれの地区に必要の施策を進めておるわけでございますが、ただ新潟地区といたしましては、御承知のように三十二年、三年以後ガスの採取の關係で急速な地盤の沈下を生じまして、おそきに失するではないかというお話、まことにごもっともでございます。相当地核の深層部に起こっている現象でありますために、的確にこれをつかむことがなかなか困難であつた関係もありまして、われわれといたしましてはいろいろな観測井その他を置きまして、積極的にこの原因を探求に努めて参つたのであります。従いましてその結果といたしまして、経済企画庁あるいは科学技術庁において原因探求の委員会が設けられまして、その原因に対する答申が出たということで、それまでにもすでに応急対策は講じておつたわけでございます。三十六年度から恒久対策に切りかえまして根本的な対策を実施するというような段階になつておるわけでございます。

す。他の地区につきましても、単に新潟地区だけでなくて、東京湾あるいは大阪湾につきましても、それに対する施策としてはやはり計画的にこれを推進して、その防災対策を樹立したいというふうな考へておるわけでありませぬ。

○山口(丈)委員 今、原因探求ということで非常にむずかしい調査をされておるようでありませぬけれども、しかし新潟においては、これは地下ガスの採取、それからまた東京、阪神間の地盤沈下の原因は工業用水のくみ上げにあるというところは、もう何と云つても万人が認めておるところでありませぬから、原因など今時分探求してなどと言つたところで、これはもうすでに原因ははっきりしているのです。だから幾らガスで収益が上がるということも、こういう無計画なガスの採取を許したり、あるいはまた無計画な工業用水道を掘らせたり、こういうことをやらせておいて、そして防災施設を幾らやつたものとは思われない。尼崎あたりにおきましてあれだけが同じような防犯堤を作つてもらつても、完成するまでにもうすでに二十センチも三十センチも沈んでいるというありませぬ。ですから私は最も完全な防災を願うためには、施策も必要であるが、しかし直接的な防災施設を作る前に、その原因の追及したりなどしているそんなことではなくて、いわゆるその地区における地下ガスの採取あるいは工業用水道の掘き等につきましても、もっと手早く規制措置を厳重に講ずべきである。これは通産省が見えておりませぬから

言ひませぬけれども、そうでなければ災害が起つた場合あたかもこちらの責任のようにばつぱつとやられるが、しかし平素のそういう災害の起る原因となるべきものについては何らの規制措置もしないでほうっておくというのでは、これは私はいけなと思ふのです。官庁のなわ張りとか何とか往々にして言われますが、それらは所管通産省なりあるいは建設省なり、もつと政府が一体となつて、そうして合議の上で、いやおれのところの所管だ、おれのところの所管だというような争いではなくて、これは國家の要請に基づく一貫した施策をとつてもらいたい。それでなければこれは何をやるためなのですか。今まで新潟においてそういうガスの採取井戸を作つたためのボーリングなどを行なう場合のいわゆる規制について要請をされたことがあるかどうか、政府でそういうものに対する対策を協議せられたことがあるのかどうか、ありとすればどういう処置をとつておられるのか、私はこういう点をお伺いしたい。

○中道政府委員 先ほど申し上げましたように、原因についてはすでに結論が出ておるわけでありませぬ。港湾の關係といたしましては、実はわれわれの方は立場からいへば被害をこうむる方の立場でございます。そのためにただいま申しましたような原因に対しては積極的に調査をし、さらにその規制措置としてのガスの規制あるいは圧力水の注入、あるいは工業用水道等の転換という問題について、関係各省、主として通産省でございますが、通産省に対して強く要請をいたして参つたわけでございます。それは私の方だけ

でございます。建設、農林等も、また地元においてもいろいろな対策委員会がございまして、それらが一致になりまして強くそういう規制措置を要望いたしました。すでに今日まで三回にわたつてガスの規制を行なつておるわけでありませぬ。その結果といたしまして、最大百五十センチ、年間五十七センチ程度の沈下を見ておつたのでございませぬ。漸減いたして参りまして、今日では約二十センチ程度の沈下を見ておるような状況でございます。

な。お今後の見通しでございますが、現在のところ経済企画庁の地盤沈下対策委員会がこれに対する答申が出されて、一応今後見通しとしては一メートル二十という結論が出ております。ただししかしそこまで下がるのを待つというのではなくて、それまでもなお沈下を少なくするようなあらゆる方途を講ずべきであるということをお話されておるわけでありませぬ。そういう情勢で、われわれの方といたしましては、現在までその原因除去については、被害者の立場からも極力規制して、原因を除去するという方向に対しては要請して参つたような状況であります。

○山口(丈)委員 私はただいま申し上げたように、地盤沈下対策として、防災の観点から見ても、東京湾、阪神間等、今言われておる新潟など、おおよそ地盤沈下を起しているところはすべて工業地帯あるいはそういうガス採取地帯にあると思ひます。でありますからこれは原因ははっきりしているのです。ですからその原因のために人災を起すようなこういうものについては、もっと強力に政府間において規

制処置をしてもらうように希望いたします。そうでないと何ぼ予算を出してがんにようなものを作つて防災に備えても、これはむだ金ばかりを使つていくということになるので、なるほど国策としての産業開発伸展の上から見て、地下資源を使うという事は、これは重要なことであるには相違ありませんけれども、しかし国土を破壊してまでそういうことをやるというのは私には行き過ぎだと思つて、ですから国土をもっと大切にす意味においても、私は一段の強い規制措置を講ぜられるように希望して、私の質問を終わります。

○三池委員長 久保三郎君。

○久保委員 時間もありませんので、簡単に伺つておきます。大臣も政務次官もそのうちおいでになるでしょう。港灣法の問題で今御質問もありましたが、これに関連して伺つておきます。政府が持っている地盤沈下対策審議会というのは、大体答申が出たのですが、いかなる答申が今日出ているのか、いつごろ出したのか、これを一つ具体的にお答えいただきたいと思つておきます。

○中道政府委員 昭和三十五年十一月二十五日に地盤沈下対策審議会の会長から経済企画庁の長官あてに「地盤沈下対策の基本的方策について」という答申が出ておるわけでございます。一応これのおもな点だけ読んでみます。昭和三十四年八月二十四日付諮問によりまして、地盤沈下対策の基本的方策につきましては、それに対して検討を加えた結果、次のような答申をする。(1)といたしまして、「天然ガス溶解水

の汲上げに基因する地盤沈下の防止及び復旧対策について」ということで、これは新潟地区でございますが、最初に、「当地区の地盤沈下の防止に関しては、過去三次にわたつて天然ガス規制が行なわれた結果、相当の成果を収めることができたが、いまだに観測井の汲上げ」これは収縮でございますが、「汲上げが認められるので、今後地盤沈下の推移を勘案のうえ、必要あれば全層にわたつて天然ガス溶解水の汲上げ規制を強化すべきである。」その次といたしまして、「地盤沈下の防止対策の一環として、大量の水の地下圧入を行なうことを検討すべきである。」その次といたしまして、「市街地における地盤沈下の恒久対策としての復旧事業の設計条件としては「水準点の最終沈下量」とりあえず「二〇cm」とし、その他の地点の最終沈下量はそれぞれ最近の沈下速度と「水準点の」とその比率により算定して、復旧事業計画を策定することとする。」その次に、「最終沈下量とは設計条件であつて、これまで沈下することが許される意味ではない。」さきに申しましたような「手段を尽して沈下を最小限度に食い止めるべきことはもちろんである。」「復旧事業の遂行のため必要な財政上の措置については、格段の考慮を払うべきである。」また「工業用水及び浴用排水の汲上げに基因する地盤沈下の防止対策について」これは他の地区でございますので、省略いたしますが、新潟地区につきましては、以上のような答申が出ておるわけでございます。

○久保委員 その答申案はあとで詳細手元まで届けていただきたいと思つておきます。そこで伺つたいのですが、対策審議会が答申したが、政府の施策としては、たとえば今提案になっておる港灣法の一部改正で、国庫負担を引き上げるかもしねぬが、最近建設省の地理院から発表されたものを見ても、これは各地においてのいろいろな調査の結果が出ておるわけですね。それに對して早急に対策を立てねばいかぬ。特に最近のように地域開発の計画で工場成長に伴うところの産業の発展拡充、こういうことになりますと、当然地下水の問題が問題になってくる。そうなりますと先ほどもお話があつたように、単なる防災というより災害復旧程度のものであつては追いつかない、こういうふうに思つておられます。そこでこれは港灣局長に聞くのはどうも筋違いでありまして、これは委員長、次官に経済企画庁長官を呼んでいただきたいと思つておられます。大体急ぎをわたりなつたと思います。新潟一つとつても大へんな問題であります。新潟のみならず、東京あるいは尾崎あるいは高知の方にもあります。九州あるいは八郎潟、こういうところをとると、現在でさえそうでありまますから、これからどんどんふえていくという格好が出ておる。こういう基本的なものを何らやつておらないし、たとえば地盤沈下対策審議会というのとは大體関係各省の事務次官が出ていて、そうして経済企画庁長官に答申をしたがさつぱりその答申が——今度の予算の中という

か、今までもこれに對する根本的な法律というか、そういうものの提案もな

いということでは非常にこれは問題が大き過ぎると思つておられます。港灣局長はこのメンバーではないし、あなたに聞くのはちよつと無理かと思つておられますが、政府として地盤沈下対策として、あなたも先ほど御答弁になつたように、規制の問題、あるいはそれに対する工場配置の適正化の問題、こういうものを含めて地盤沈下に対応する対策を今考へているかどうか、これを一つお答え願ひたい。

○中道政府委員 お話のように対策審議会は関係各省の次官で構成されておるわけでございますが、この地盤沈下対策につきましましては、今日までお話のように東京なり大阪なりで起つておられますので、それらもあわせましてこの対策審議会が開かれておるわけでございます。その過程を通じて、先ほど申しましたような地下水のくみ上げ規制、ガスのくみ上げ規制あるいは工業用水の転換あるいは圧力水の注入というところで地盤沈下の原因を除去し、あるいはガスその他の規制を行なひまして、あるいはその他の防犯的な面を強化していく対策を立てていくということに従来関係各省で進めておることを従来関係各省で進めておるというわけでございます。運輸省の方といたしましては、この対策審議会の過程におきまして、やはり港灣関係の部分につきましては、従来から急対策工事を今日まで約二十二億近くのお金をかけまして進めて参つたわけでございますが、今回は恒久対策工事を立てなければなりませんので、その答申に基づきまして今後の見直しを立てた上で根本的な対策を立てるといふ施策をしております。従いまして私が申し上げるのはちよつと不適當かも知れません。

○久保委員 どうも港灣局長では全部御答弁をいただくというわけには参りませんので、これは次官に経済企画庁長官——先ほど非公式に聞いたら経済企画庁はこの対策審議会の方は大體幹事役であつて、能動的でなくとも能動的である。こういう非公式の返事があつたので呼ばなかつた。これは経済企画庁長官に答申したものであるから、経済企画庁長官そのものは当面の責任者であるはずなんだ。ところが企画庁自身が地盤沈下対策審議会の方は幹事役で、よその官庁から持ち込んできたものを受けて立つというくらいのお話であつて、積極的なものがない。そうしますと、政府は本腰を入れて地盤沈下対策をやろうという気がまえない。出てきたものは仕方がないから、個々の補助率でも引き上げたり、多少各省によつて違つていろいろ出たあとの相談でやつていくというところであつて、これでは大へんな問題が違つておる。よつて、私は要求しておきますが、次官は経済企画庁長官を呼んでいただきたい。と同時に、当面の運輸省の責任者である大臣なり政務次官を私は注文をつけますから呼んでいただきたい。早急に呼ばなければ休んでもらいたくない。それからもう一つは、これも注文であります。船員局長、あなたにこの間お願いしておいた船員対策、この詳細なものを一つお届けたらきたいという注文をしておいたところが手元に届いておらぬのであります。持つてきておられますか。

○吉行政府委員 先般御要望のありました資料につきましては、今至急に整備いたしました。あと二、三日お待ちいただければそのときにお渡しできると考えております。もう二、三日お待ちいただきたいと思ひます。

○久保委員 政務次官、あなたがおいでになりませんので待っていたので

地盤沈下の対策については、御承知のように政府部内で地盤沈下対策審議会というものができて、再三回審議したそうでありまして、その答申が経済企画庁長官に出ているのであります。これが政府として恒久的な対策を一刻も早くつけなければならぬということではだれも考へる点だと思ひます。これに対しては政務次官一人でここでどうするということもできないかもしませんが、早急に対策を立てる必要があり何らかして早いところ法案なり何か出す、たとえば地下水のくみ上げに對する規制ということが必要ならや、あるいは工場配置についても、そういう場所についてはある程度の規制をするというふうなことも必要になつてくると思ひます。単に沈下ができてからそれに対する原形復旧をするというふうな予算的裏づけというふうなことでだけでは足りないと思ひます。次会に経済企画庁長官も呼んでお尋ねをしますが、政府当局としてこの問題をどういふふうに解決するつもりであるか、一言お答えをいただきたい。

それから時間ありませんからもう一つ海員行政の中で一番弱いといふか、日当たりの悪いのは大体船員対策だと思ひます。今度の代替建設にしても機

牲船員に対する処遇というものは必ずしも今までの御答申の中では万金でなくいふように思ひます。従つてこの船員の再訓練なりあるいは移民の問題なり、あるいは解雇方式に伴ういろいろな船員の対策についてはもっと十分な力を入れたいと万全を期し得られないと思ひます。これはやはり政務次官として、当面の責任者としてさらに強力に進めていただきたいと思ひますが、どう思つておられますか。

○福家政府委員 お答え申し上げます。久保委員のお説、まことに建設的で感謝にたえません。審議会の答申を政府といたしましては十分尊重し、関係各官とも連絡協議の上、必要な対策を早急に講ずる考へてございます。海員問題につきましては、ことしの予算を百パーセント活用いたしまして、まだ足りない場合は、来年私以上の政務次官が十二分に政治力を發揮して予算を獲得し、久保委員の御期待に沿うよう努力していただくように念願するものであります。

○三池委員 ほかにも御質疑はございませんか。——ないようでございますので、両案に對する質疑はこれにて終局いたしました。

○三池委員長 これより両案について討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、これより直ちに採決いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三池委員長 御異議なしと認め、これより順次採決いたします。

まず港灣法の一部を改正する法律案

について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立給員、よつて、港灣法の一部を改正する法律案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○三池委員長 次に国内旅客船公団法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立給員、よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際山口丈太郎君より発言を求められておりますので、これを許します。

山口丈太郎君 一、これを許します。山口丈太郎君 たいま可決されました国内旅客船公団法の一部を改正する法律案に對しまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案になる附帯決議を付する動議を提出いたしたいと存じます。

すなわち、ただいままでの質疑において明らかになりましたが、この戦艦の建造につきましては、その代替船の建造に関する予算につきましては、当初の計画を相当下回り、従つて解雇完了までにはなお相当の時日を要することが明らかとなりました。また下船いたしまする船員の処遇につきましても、万全を期する必要があると考へますので、この決議案を提出いたす次第であります。

決議案を朗読いたします。

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

わが国海運の體質の改善を図る上から非採算的であり且つ安全性の乏しい戦艦の解雇を行い代替船を建造することの緊要欠くべからざるは異論のない処である。然るに、昭和三十六年度における融資額は僅かに開銀七億円、公団八億円計十五億に過ぎず、斯くしては、予定せる二十万トンの解雇建造には相当長期間を要することとなる。

よつて、政府は、左記事項について、特段の措置を講ずべきである。

記

一、融資額の増額を図ること。

二、戦艦解雇に伴う下船船員に對する処遇について善処すること。

右決議する。

○三池委員長 たいま山口君の動議のごとく、国内旅客船公団法の一部を改正する法律案に對し附帯決議を付することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三池委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

この際、政府当局より発言を求められておりますので、これを許します。

福家政務次官。

○福家政府委員 たいま御決議いただきました国内旅客船公団法の一部を改正する法律案に對しなされた附帯決議につきましては、当局としては感激にたえません。今後御決議の趣旨を十分体して格段の努力をいたす所存でございます。

重ねて、港灣法の一部を改正する法律案につきまして御可決いただき、ま

ことにありがとうございます。御審議に際しまして御指摘をいただきました事項等につきましては、その御趣旨を体しまして地盤沈下対策を初めとする港灣の整備運営に関し、今後一そう尽力いたす所存でございます。ありがとうございました。

○三池委員長 なお両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三池委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次会は来たる四月四日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

〔参照〕

港灣法の一部を改正する法律案（内閣提出第八八号）に関する報告書

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案（内閣提出第六三三号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年四月五日印刷

昭和三十六年四月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局